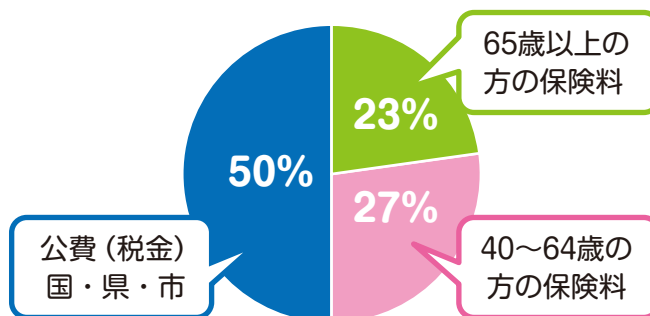


## 4.介護保険料について

40歳以上の皆様に納めていただいている介護保険料は、国や自治体の負担金と合わせて、介護保険を運営するために使用されています。

右の負担割合は、人口比率をもとに決められており、3年に1度見直されます。



### 40～64歳の方の保険料の決め方・納め方

40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

|                 | 決め方                                         | 納め方                                                                    |
|-----------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 国民健康保険に加入している方  | 同じ世帯に属している40～64歳の方（第2号被保険者）の人数や所得によって決まります。 | 同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分、後期高齢者支援分・介護分を合わせて、世帯主が納めます。                         |
| 職場の健康保険に加入している方 | 健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。    | 医療分、後期高齢者支援分、介護分を合わせて、給与から差し引かれます。<br>※40～64歳の被扶養者は個別に保険料を納める必要はありません。 |

### 65歳以上の方の保険料の決め方

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、市が算出した「基準額」をもとに決まります。基準額は、介護サービス給付額見込に基づき、3年に1度見直されます。

#### ●保険料の決め方

$$\text{基準額（年額）} \times \text{保険料率} = \text{保険料（年額）}$$



#### ●基準額の決め方

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{栃木市の介護保険給付にかかる総額} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%}}{\text{市に住む65歳以上の方の人数}}$$

## 栃木市の65歳以上の方の介護保険料(令和7年～令和8年度)

| 所得段階  | 対象者                                                                                   | 保険料率                               | 年間保険料                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 第1段階  | ・生活保護を受給している方<br>・老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方<br>・市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下の方 | 基準額<br>×0.455<br>〔軽減後〕<br>〔×0.285〕 | 32,361円<br>〔軽減後〕<br>〔20,270円〕 |
| 第2段階  | ・市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円を超え120万円以下の方                                    | 基準額<br>×0.60<br>〔軽減後〕<br>〔×0.4〕    | 42,674円<br>〔軽減後〕<br>〔28,449円〕 |
| 第3段階  | ・市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方                                            | 基準額<br>×0.69<br>〔軽減後〕<br>〔×0.685〕  | 49,075円<br>〔軽減後〕<br>〔48,719円〕 |
| 第4段階  | ・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下の方                        | 基準額<br>×0.90                       | 64,011円                       |
| 第5段階  | ・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円を超える方                       | 基準額                                | 71,124円<br>(月額5,927円)         |
| 第6段階  | ・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が120万円未満の方                                                        | 基準額<br>×1.20                       | 85,348円                       |
| 第7段階  | ・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方                                                 | 基準額<br>×1.30                       | 92,461円                       |
| 第8段階  | ・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方                                                 | 基準額<br>×1.50                       | 106,686円                      |
| 第9段階  | ・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方                                                 | 基準額<br>×1.70                       | 120,910円                      |
| 第10段階 | ・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方                                                 | 基準額<br>×1.90                       | 135,135円                      |
| 第11段階 | ・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方                                                 | 基準額<br>×2.10                       | 149,360円                      |
| 第12段階 | ・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方                                                 | 基準額<br>×2.30                       | 163,585円                      |
| 第13段階 | ・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が720万円以上900万円未満の方                                                 | 基準額<br>×2.40                       | 170,697円                      |
| 第14段階 | ・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方                                               | 基準額<br>×2.50                       | 177,810円                      |
| 第15段階 | ・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方                                            | 基準額<br>×2.60                       | 184,922円                      |
| 第16段階 | ・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が1,200万円以上の方                                                      | 基準額<br>×2.75                       | 195,591円                      |

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の方は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※「課税年金収入額」とは、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

## 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の納め方は、受給している年金（老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金）の額によって2通りに分かります。

※老齢福祉年金は、対象になりません。

### ●年金が年額18万円以上の方・・・特別徴収

年金から天引きになります。年金の支払い月が年6回（偶数月）であるため、介護保険料の年額を6回で割った額が、1回あたりに天引きされます。

※本来、年金から天引きになる方（特別徴収）でも、一時的に納付書で納める場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった ⇒ 年度内は、増額分を納付書で納めます。

|                                                                                          |   |                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------|
| ●年度途中で65歳になった<br>●年度途中で年金の受給が始まった<br>●年度途中で他の市区町村から転入した<br>●保険料が減額になった<br>●年金が一時差し止めになった | ⇒ | 原則、特別徴収の対象者として把握される月の約6か月後～1年後から天引きになります。<br>それまでは、納付書で納めます。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------|

### ●年金が年額18万円未満の方・・・普通徴収

市から送られてくる納付書により、取扱金融機関で納めます。

また、手続きをすれば口座振替による支払いが可能です。

#### ◆口座振替の手続き◆

①介護保険料の納付書、引き落とす通帳、通帳届出印を用意します。

②①を持って、取扱金融機関で口座振替依頼書に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申込日翌月末以降からとなります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがございます。

## 介護保険料について 困ったときは・・・



災害や扶養者の方の失業等で、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合があります。

困ったときは、お早めに市役所の税務課（本庁舎2階 ☎0282-21-2263）まで、ご相談ください。

## 介護保険料を滞納すると…

災害等特別な事情がないのに介護保険料を納めていただけない場合、期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割又は2割の方の利用負担が3割に、本来3割の方の利用負担が4割になったりする措置がとられます。保険料は、必ずお納めください。

### 1年間滞納した場合

サービス利用時の支払い方法の変更  
(償還払いへの変更)

利用したサービス費用を、一度全額自己負担しなければなりません。

(後日、申請により9割、8割又は7割相当分が市から払い戻されます。)



### 1年6か月間滞納した場合

保険給付の一時差し止め  
差し止め額から滞納保険料を控除

利用したサービス費用を、一度全額自己負担しなければならず、1年間滞納した場合と異なり、後日払い戻しの申請をしても、一部または全部が一時的に差し止められます。



### 2年間以上滞納した場合

利用者負担の引き上げ  
高額介護サービス費等の支給停止

介護保険料未納の期間に応じて、本来1割又は2割の方の利用負担が3割に、本来3割の方の利用負担が、4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

これらの措置が生じて、介護保険料納付の義務が消失したことにはなりません。

## 介護保険料について

### いつから納め始めるの…?

介護保険料は、65歳になる誕生日の前日の属する月の分から納めます。

【例】 ①5月1日が誕生日の場合

⇒前日は4月30日なので、4月分から納めます。

②5月2日が誕生日の場合

⇒前日は5月1日なので、5月分から納めます。



※医療保険に加入している40～64歳の方は、加入している保険により納付開始時期が異なります。